

地方独立行政法人栃木県立がんセンター受入研修要綱

(総則)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「センター」という。）で行う受入研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研修は、センター設立の趣旨に基づき、センター外の医療関係者及び研究者等に対し、がんに関する専門的知識及び技能を修得させることを目的とする。

(研修の種類)

第3条 センターで行う研修は、次のとおりとする。

- (1) センターの計画に基づいて行う研修（以下「計画研修」という。）
- (2) センター以外の公立機関が計画し、センターに派遣する研修（以下「派遣研修」という。）
- (3) 医療関係施設等の希望によって随時行う研修（以下「任意研修」という。）
- (4) (3)のうち研修日が週3日以内、又は1月未満の研修（以下「見学研修」という。）
- (5) 医療従事者等の養成機関に在学中の者の実地訓練（以下「学生研修」という。）

(研修申込者の資格)

第4条 第2条に定める医療関係者及び研究者等の資格は、次の各号によるものとする。

- (1) 医療関係者にあつては、免許を取得し、がん診療に従事（予定を含む。）している者。
- (2) 研究者等にあつては、大学の自然科学系の課程を修了したもの又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、大学又は試験研究機関等において、がんの研究に従事（予定を含む。）している者。
- (3) その他理事長が適当と認める者。

(研修の申請)

第5条 職員の研修を依頼しようとする所属の施設長は、研修申込書（様式第1号）に推薦書（様式第2号）を添えて、研修希望開始日の10日前までに理事長あて提出するものとする。

(研修の許可)

第6条 理事長は、前条の申請者に対して許可を決定したときは、研修許可書（様式第3号）を交付するものとする。

ただし、見学研修及び学生実習にあつては、研修許可書の交付を省略することができるものとする。

- 2 理事長は、センター内の秩序の維持及び施設の運営管理上必要があると認めるときは前条の許可に条件を付すことができる。
- 3 第1項の許可を受けた者（以下「研修員」という。）は、すみやかに誓約書（様式第4号）を提出するものとする。

(研修指導責任者)

第7条 研修を行う医局又は各部に理事長が定める研修指導責任者（以下「責任者」という。）を置く。

(研修の計画)

第8条 計画研修は、理事長が定めるところによる。

- 2 派遣研修、任意研修は、申請者の希望を考慮のうえ責任者が策定し、理事長の承認を得るものとする。
- 3 見学研修、学生実習は、理事長が申請者と協議のうえ定めるところによる。

(研修期間)

第9条 研修期間は、原則として1年以内とする。

(研修期間の変更)

第10条 研修期間は必要に応じてこれを延長し、又は短縮することができるものとする。

- 2 研修期間の変更を希望するときは、所属施設長は研修期間変更願（様式第5号）を理事長あて提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の申請があったときはその諾否を決定し、承諾の場合は研修期間変更許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(研修員の服務)

第11条 研修員の勤務時間その他服務については、センターの職員就業規則及び規程等を準用するものとし、研修員は誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(身分等)

第12条 研修員の身分、給与及び労働災害に関する事項は、研修員を派遣した施設又は機関が一切の責任を負うものとする。

(研修の取消)

第13条 理事長は、研修員が第12条の規定に違反し、あるいは研修員としてふさわしくない行為があったときは、研修を取消することができる。

(弁済)

第14条 研修員は、故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えたときは、その弁済の責を負うものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。